

資料 1

本報告書で用いる用語と略称

本報告書で用いる用語と略称について

道示	道路橋示方書の略称。版をことわらない限りは平成 24 年度版を意味する。
過去の関連研究	2004（平成 16）年度から 2006（平成 18）年度までの 3 年間にわたって行われた共同研究のこと。報告書は以下のもの。 (国総研資料第 472 号) 国土交通省国土技術政策総合研究所、大阪大学大学院、大阪工業大学、九州工業大学、日本橋梁建設協会：道路橋床版の疲労耐久性評価に関する研究、平成 20 年 8 月
合成床版	鋼コンクリート合成床版の略称。
輪荷重	自動車荷重の 1 輪あたりのもの。道路橋示方書に示される自動車荷重のひとつである T 荷重 1 組の片側荷重に相当する。とくに断らないかぎり、載荷面の寸法が幅 500mm、長さ 200mm で衝撃の影響を含まない荷重の大きさが 100kN のもの。
階段載荷	移動輪荷重走行試験における載荷方法のひとつで、階段状漸増載荷ともいう。特にことわらないかぎり、土木研究所で行われた 157kN から 392kN まで 4 万回走行ごとに輪荷重を漸増させる載荷方法を意味する。
一定荷重走行載荷	移動輪荷重走行試験における載荷方法のひとつで、荷重を一定値に保ったまま輪荷重を繰返し走行させるもの。
走行回数	輪荷重の載荷回数のこと。
コンクリートの被害則	疲労度 S と疲労寿命 N の関係を表す。指數関数で表される S-N 関係のこと。
基準床版	道路橋示方書（平成 24 年）で設計された鉄筋コンクリート床版のこと。
破壊の定義	床版のコンクリートが疲労破壊する形態を分類、定義したもの。
合成床版工法	鋼コンクリート合成床版を用いた床版工法のこと。